

ウェブ開示の対象を拡大する 特例措置に係る法務省令改正 の概要

塚本英巨 弁護士

一 はじめに

二〇二〇年五月一五日、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（令和二年法務省令第三十七号。以下「本改正省令」という）が公布され、同日から施行された。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた特例措置として、いわゆるウェブ開示の対象となる事項の範囲を拡大するための時限的な改正である（本改正省令による特例措置を、以下「本特例」という）。本稿は、本特例の概要について、同日に法務省が公表した「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和二年法務省令第三十七号）について」（注一）（以下「法務省文書」という）を踏まえ、解説するものである。

以下では、本改正省令による改正後の会社法施行規則および会社計算規則をそれぞれ「改正後施行規則」および

「改正後計算規則」という。また、以下では、上場会社、すなわち、取締役会および監査役会、監査等委員会または指名委員会等（以下「監査役会等」と総称する）ならびに会計監査人を設置する株式会社を主に念頭に置いている。

（注一） <http://www.moj.go.jp/content/001319873.pdf>

二 改正の内容および趣旨

取締役会設置会社の取締役は、株主総会の招集通知に際して、株主に對し、取締役会の承認を受けた事業報告および計算書類ならびに監査役会等の監査報告および会計監査人の会計監査報告を、本来、書面により提供しなければならぬ（会社法四三七条）ところ、本改正省令の施行以前から、その例外として、ウェブ開示をする旨の定款の定めがあることを前提として、こ

れらの書類に表示すべき事項の一部について、招集通知の発出時から株主総会后三カ月が経過するまでの間継続して当該事項に係る情報をウェブサイトに掲載すること（ウェブ開示）によって、株主に提供したものとみなすことができることとされている（会社法施行規則一三三条三項、会社計算規則一三三条四項）。

本特例は、その施行日（二〇二〇年五月一五日）から六カ月以内に招集手続が開始される定時株主総会（具体的な適用関係については、後記五参照）に係る事業報告および計算書類の提供に限り、これまでウェブ開示が認められていなかった後記三の事項について、「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮すること」（後記四）および後記三の(2)の事項については一定の要件を満たすことを条件として、ウェブ開示を認める（株主に提供したものとみなす）ものである（改正後施行規則一三三条の二、改正後計算規則一三三条の二）。

ウェブ開示の制度は、一般に、会社の事務負担や印刷・郵送のコストの軽減等にその趣旨があるとされるが、本特例によりウェブ開示の対象とされた事項を含め、重要な事項や、類型的に株主の関心が特に高いと考えられる事項、実際の株主総会において口頭で説明されることが多いと考えられる事項については、これまでウェブ開示が認められていなかった（注二）。

他方で、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、決算・監査業務に遅延が生じており、特に決算が集中する三ヶ月決算の上場会社をはじめとして、当初予定する時期（三ヶ月決算の会社においては二〇二〇年六月中）に定時株主総会を開催することに支障を来している会社が現れている。三ヶ月決算の会社を前提とすると、予定どおりの二〇二〇年六月中に定時株主総会を開催するため、株主総会の開催日の二週間前（二〇二〇年は、遅くとも六月一五日。会社法一九九条一項）までに株主に對し、招集通知を發出し、かつ、監査済みの事業報告および計算書類を書面により提供しなければならないとした場合、その印刷・封入等の時間を勘案すると、同年五月末または六月初めころまでに決算・監査業務を終わらせなければならないが、前記のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、それが困難となっている会社がある。これに對し、その内容の確定について決算・監査業務の遅れの影響を直接的に受ける計算書類、また、決算数値等や新型コロナウイルス感染症の影響に関連する事項をその内容に含む事業報告の記載事項について、ウェブ開示を行うことで、定時株主総会の招集通知の發出に際して株主に對して書面により提供する必要がなくなれば、これらの書類の内容の確定（決算・監査業務の完了）を、ウェブ開示の開始期限である定時株主総会の招集通知の發出

時（二〇二〇年六月一日）に近い時期まで繰り下げることができ、決算・監査業務に一〜二週間程度の時間的余裕ができることとなる。これにより、決算報告の遅れの関係で定時株主総会の開催を延期したり、継続会を開催したりするなどの措置をとらずに済むこととなる。そこで、本特例は、定時株主総会の招集通知に際して株主に提供すべき計算書類等のうちの一定の事項を新たにウェブ開示の対象とすることを認めるものであると考えられる。

ウェブ開示自体は、前記のとおり、会社の事務負担等の軽減がその趣旨にある。しかしながら、本特例によるウェブ開示の対象事項の範囲の拡大の主な趣旨は、必ずしもその点にあるわけではない。本特例の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下で当初の予定どおり（二〇二〇年六月中）に定時株主総会を開催する場合において、時間的制約に起因する決算・監査業務の負担を可能な限り軽減する点にあると理解される。そうであるからこそ、本改正省令は、後記五のとおり、時限法とされていると考えられる。また、後述する「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮すること」の内容も、そのような趣旨を踏まえて理解する必要があると考えられる。

（注二） 内閣府の規制改革推進会議第九回成長戦略ワーキング・グループ（二〇二〇年四月二三日開催）資料二一「論点に対する回答」参照（<https://www.8cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200423/agenda.html>）。

三 特例ウェブ開示事項

本特例により新たにウェブ開示の対象とすることが認められた事項（以下「特例ウェブ開示事項」という）は、以下のとおりである（改正後施行規則一三三三条の二第一項、改正後計算規則一三三三条の二第一項）。

なお、特例ウェブ開示事項以外の事項についてウェブ開示をする場合には、ウェブ開示をする旨の定款の定めが必要である（会社法施行規則一三三三条三項ただし書、会社法施行規則一三三三条四項ただし書）が、この点は、特例ウェブ開示事項についてウェブ開示をする場合も同じである（改正後施行規則一三三三条の二第一項ただし書、改正後計算規則一三三三条の二第一項一号）。もともと、本改正省令による改正前の会社法施行規則または会社計算規則に基づきウェブ開示をする旨の定款の定めがすでにある場合には、それで足り、特例ウェブ開示事項についての定款の定めを別途設けるなどする必要はない（法務省文書2注二）。

〈特例ウェブ開示事項〉

(1) 事業報告に表示すべき事項の

うち以下の事項および事業報告に係る監査役会等に係る監査報告（※1）

- ① 当該事業年度における事業の経過およびその成果（会社法施行規則二〇一条一項四号）
- ② 対処すべき課題（会社法施行規則二〇一条一項八号）

(2)

貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項ならびに計算書類に係る監査役等の監査報告および会計監査人の会計監査報告に表示すべき事項（※2）。ただし、以下の要件をすべて満たさなければならぬ（改正後計算規則一三三三条の二第一項二号、六号）。

- (i) 計算書類およびその附属明細書についての会計監査人の会計監査報告に無限定適正意見が付されていること。
- (ii) 会計監査報告に係る監査役会等の内容として会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとする意見がないこと。
- (iii) 会計監査報告に係る監査役会等の監査報告に付記された内容が前記(iii)の意見でないこと。
- (vi) 計算書類およびその附属明細書が会社計算規則一三二条三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(v) 取締役会を設置していること。

（※1） 事業報告については、会社法施行規則一三三三条一項に定める「提供事業報告」に表示すべき事項うち、一部の事項を除いて本特例に係るウェブ開示の対象とされている（改正後施行規則一三三三条の二第一項本文）。前記(1)①および②の事項は、これまでウェブ開示の対象から除外されていた（会社法施行規則一三三三条三項一号）が、本特例に係るウェブ開示の対象の除外事項に含まれていないこと（改正後施行規則一三三三条の二第一項各号）から、本特例に係るウェブ開示の対象となる。「提供事業報告」に含まれる（会社法施行規則一三三三条一項二号ロ）一方で、本特例に係るウェブ開示の対象の除外事項に含まれていないこと（改正後施行規則一三三三条の二第一項各号）から、本特例に係るウェブ開示の対象となる。以上のほか、事業報告に記載すべき事項について、本特例が認められる以前からウェブ開示が認められていない事項（たとえば、会社役員の名、地位・担当および報酬等に関する事項）については、引き続きウェブ開示が認められていない（改正後施行規則一三三三条の二第一項一号）。

(※2) 計算書類については、会社計算規則一三三條一項に定める「提供計算書類」に表示すべき事項が本特例に係るウェブ開示の対象とされている(改正後計算規則一三三條の二第二項本文かつ「こ書」ところ、監査役会等の監査報告および会計監査人の監査報告は、「提供計算書類」に含まれており(会社計算規則一三三條一項三号ロ・ホ)、本特例に係るウェブ開示の対象となる。これにより、計算書類については、(会計)監査報告を含むすべての書類が本特例に係るウェブ開示の対象となる。なお、連結計算書類については、その(会計)監査報告を含め、本特例が認められる以前からウェブ開示の対象とされている(会社計算規則一三四條四項)。

前記(2)の事項のウェブ開示が認められるための要件(i)～(v)は、計算書類の承認の特則(会社法四三九條)が適用されるための要件(会社計算規則一三五條)と同じである。したがって、会社法四三八條二項に定める原則どおり計算書類について定時株主総会の承認を受けなければならない場合には、前記(2)の貸借対照表および損益計算書ならびに(会計)監査報告についてウェブ開示をすることができない(法務省文書2注四)。

四 株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならないこと

本特例は、改正前にウェブ開示の対象とされていなかった事項をその対象とするものであることから、当該事項、すなわち、特例ウェブ開示事項についてウェブ開示をする場合には、「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない」としている(改正後施行規則一三三條の二第四項、改正後計算規則一三三條の二第四項)。

法務省文書3では、どのようにして株主の利益に特に配慮するかについては、各社が置かれた個別具体的な事情を踏まえた各社の判断によるとされる一方で、たとえば、次に掲げるような方法をとることが考えられるとされている。

〈株主の利益への配慮方法の例〉

- (i) 特例ウェブ開示事項について、できる限り早期にウェブ開示を開始すること。
- (ii) できる限り株主総会までに特例ウェブ開示事項を記載した書面を株主(会社法二九九條三項の承諾をした株主を除く。以下この(ii)において同じ)に交付することができるよう、ウェブ開示

の開始後、準備ができ次第すみやかに、特例ウェブ開示事項を記載した書面を株主に送付すること。あるいは、株式会社に対して特例ウェブ開示事項を記載した書面の送付を希望することができ、その旨を招集通知に記載して株主に通知し、送付を希望した株主に、準備ができ次第すみやかに、特例ウェブ開示事項を記載した書面を送付すること。

- (iii) 株主総会の会場に会場した株主に対して特例ウェブ開示事項を記載した書面を交付すること。

(i)は、ウェブ開示の開始期限が定時株主総会の招集通知の発出時と定められているところ、それにかかわらず、事業報告および計算書類が確定し、そのPDFデータが校了した後すみやかにウェブ開示を開始することを求めるものであると考えられる。

(ii)は、特例ウェブ開示事項について、その重要性に鑑み、そのウェブ開示を行うにとどまらず、可能な限り、これを記載した書面を株主に提供することを求めるものであると考えられる。株主総会の招集通知の発出後、株主総会までに、株主の全員に対し、あらためて、特例ウェブ開示事項を記載した書面を送付することは、会社にとつて相応の負担となることは否めない。他方で、会社に対して特例ウェブ

開示事項を記載した書面の送付を希望することができ、その旨を招集通知に記載することを条件に、希望した株主のみに当該書面を送付することも例示されている。後者の方法は、あらかじめ招集通知に記載しておくことに抵抗感があるかもしれないが、会社の負担は、前者の方法に比べて相当に軽いといえる(株主総会の開催日の直前に株主から希望を受けた場合に、書面の送付がその開催に間に合うかなどの論点はあり得る)。

また、(iii)については、単に、特例ウェブ開示事項を記載した書面を株主総会の会場に備え置くだけでなく、受付の際に来場株主に対して手交する趣旨であると解される。商事法務研究会編「二〇一九年版株主総会白書」本誌二二一六号(二〇一九)七一頁によると、ウェブ開示を実施した会社一、二、四社のうち、「WEB開示箇所」の書類を受付の際に交付した会社が二二九社(一〇・〇%)、「WEB開示箇所」を含む完全版の招集通知を受付の際に交付した会社が一九社(一・五%)である。これらのほか、「WEB開示箇所」の書類を総会場に備置した会社が八二六社(六三・八%)、「WEB開示箇所」を含む完全版の招集通知を総会場に備置した会社が八九社(六・九%)である。これらの合計が八二・一%であることからすれば、ウェブ開示の対象事項を記載した書面を株主総会の会場に用意している実務が一般的であるとい

える。そのため、(iii)の措置をとることが、これまでウェブ開示を行っていた会社にとって過大な負担を新たに課すものとはいえないであろう。

以上の(i)～(iii)のいずれか一つでも行えば足りるかは必ずしも明らかでないが、それぞれが等価的な対応ではないことからすると、そのすべてを行うことが望ましいという趣旨ではないかと思われる。特に、(ii)については、当初予定していた時期・方法により定時株主総会を開催する場合に時間的制約に起因する決算・監査業務の負担を可能な限り軽減するために緊急に省令を改正してウェブ開示の対象事項の範囲を拡大した(注三)という事情を踏まえ、

特例ウェブ開示事項をウェブ開示することによって、会社法四三七条の規律に違反することなく定時株主総会の招集手続を行った場合には、対象事項拡大前のウェブ開示の本来の建付けに戻って、可能な限り、これらの事項を書面により株主に提供するように特に配慮することが求められるという趣旨を含んでいるようにも思われる。

もつとも、これらの方法は、あくまでも例示である。そのため、各社において、その置かれた状況を踏まえ、実務上可能な範囲で、それ以外の方法を含め、「株主の利益を不当に害することがないように特に配慮」した対応を行う必要があり、かつ、それで足りるといえる。その他の方法としては、たとえば、(ii)については、定時株主総会の

招集通知に、計算書類を同封する代わりに、当事業年度(三ヶ月期決算の会社であれば二〇二〇年三ヶ月期)の業績がわかる資料(たとえば、間に合うのであれば決算短信)を同封することが考えられる。また、(iii)については、来場株主が多い場合には、来場株主の全員に対して特例ウェブ開示事項を記載した書面を交付するのではなく、当該書面を備え置くことも考えられる。

(注三) 本改正省令は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、緊急に定める必要があることから、パブリック・コメントの手続が実施されていない(法務省文書5)。

五 時限法

1 本改正省令の施行日および失効日

本改正省令は、公布日である二〇二〇年五月一五日から施行され(附則一条)、当該施行日から起算して六ヶ月を経過した日に、その効力を失う(附則二条本文)。したがって、同年五月一五日から起算して六ヶ月を経過した日である同年一月一六日(当該六ヶ月を経過した日)は、本来、経過「する」日の翌日である同月一五日であるが、同日が日曜日であるため、その翌日の同月一六日が経過「した」日となると考えられる。民法一四二条であるので、本改正省令は、同一六日午前零時に失効する

(注四)。

ただし、これには経過措置があり、二〇二〇年一月一六日前、すなわち、同月一五日以前(同日を含む)に「招集の手続が開始された」定時株主総会に係る事業報告および計算書類の提供については、なおその効力を有することとされている(附則二条ただし書)。ここでいう「招集の手続が開始された」とは、取締役会で定時株主総会の招集を決議した日をいうものと解される。

したがって、二〇二〇年一月一五日までに取締役会で定時株主総会の招集を決議した場合には、本特例によるウェブ開示を利用することができる。これに対し、同月一六日以後(同日を含む)に取締役会で定時株主総会の招集を決議した場合には、本特例を利用することができないと考えられる。

(注四) 法制執務研究会編「新訂ワークブック法制執務(第二版)」(ぎょうせい、二〇一八)二九六頁。

2 本特例の時間的適用関係

ところで、本改正省令には、その施行に際しての経過措置がない。そのため、定時株主総会の招集手続の開始の時点がいつであろうとも、すなわち、取締役会で定時株主総会の招集を決議した日が本改正省令の施行日よりも前であっても、事業報告または計算書類および(会計)監査報告を株主に提供

すべき時点(定時株主総会の招集通知の発出時点)で本改正省令が施行されていれば、本特例を利用することができる。と解される。

もつとも、本改正省令の施行日前においては、通常、特例ウェブ開示事項を書面で提供する前提で、定時株主総会の招集に係る取締役会の決議が行われているものと思われる。そのため、疑義を解消する観点から、本改正省令の施行日以後あらためて、特例ウェブ開示事項についてウェブ開示を利用する旨を含め、定時株主総会の招集に係る取締役会の決議を行い、これにより、特例ウェブ開示事項についてウェブ開示を行うこととすることも考えられる。

六 適用場面に関する若干の検討

前記二のとおり、本特例は、特に、二〇二〇年六月に開催する定時株主総会の招集通知に際して監査済みの事業報告または計算書類を書面により株主に提供することが困難な状況にある会社を念頭に置いて、新たにその一部(特例ウェブ開示事項)についてウェブ開示を認め、当該招集通知の発出時点でそのウェブ開示を開始することに、会社法四三七条および法務省令に定める規律に違反することなく定時株主総会の招集手続を行うことができるとする点に、主な趣旨があると

考えられる。

これに対し、定時株主総会の招集通知の発出時までに事業報告または計算書類の監査その他その確定手続が完了せず、特例ウェブ開示事項のウェブ開示の開始が間に合わないもの、六月中に定時株主総会を開催するとすれば、その開催前までには何らかの方法でこれらの書類またはこれらに表示すべき情報を株主に提供することができ、そもそもウェブ開示を利用することができない会社もある。このような会社のために、六月中の、決算報告もその目的に含む定時株主総会の開催を断念せざるを得ないかが問題となり得る。この点について、定時株主総会の招集通知に際して監査済みの事業報告および計算書類を株主に提供しなければならぬという会社法四三七条の規律について、今般の有事の下で緩やかに解することを許容する見解もある(注五)。このような見解が、本特例が設けられたことよってただちに否定されることになるわけではないと考えられる。

また、三ヶ月決算の上場会社をはじめとして、定時株主総会を継続会社とする会社や、株主総会を二回に分けて行うこととする会社が現れている。それぞれのスキームの詳細は割愛するが、継続会の方法をとる場合は、二〇二〇年六月に開催する当初の株主総会の招

集通知に際し、事業報告または計算書類および(会計)監査報告を株主に提供すること(会社法四三七条)ができていない。そのため、当該株主総会の開催後、継続会の開催前までに、継続会の開催通知とともにこれらを書面により株主に提供し、もって、当初の株主総会の招集通知における会社法四三七条の手続違反を治癒することになると考えられる(注六)。そして、そのような治癒の方法として、本特例を利用し、事業報告または計算書類および(会計)監査報告をウェブ開示することが考えられる。この点に関しては、当該開催通知そのものは、厳密には、会社法上の定時株主総会の招集通知ではないと解されること(継続会の開催について、一般に、法的な意味での招集手続は不要と解されている)との関係で、定時株主総会の招集通知ではなく継続会の開催通知に際しての事業報告または計算書類および(会計)監査報告の提供ができるのか(そもそも、継続会の開催に際しての株主に対するこれらの提供は、ウェブサイトで提供その他任意の方法によることで足りるのであり、本特例の適用場面として考える必要はないのではないか)が問題となり得る。しかしながら、継続会の開催に係るこれらの手続を、会社法上の定時株主総会の招集手続に準ずるものとらえ本特例の適用を受けることができると解することは、合理的であると考えられる。

他方で、株主総会を二回に分けて行う場合は、本特例が「定時株主総会」の招集手続について認められるものであることとの関係で、二〇二〇年六月中に開催する株主総会とその後決算報告を目的として開催する株主総会をいづれを「定時株主総会」と解すべきかが問題となる。この点については、後者の株主総会において、事業報告または計算書類および(会計)監査報告の提供がされることからすれば、少なくとも本特例の適用に関しては、後者の株主総会を「定時株主総会」と解し、前者の株主総会において事業報告または計算書類および(会計)監査報告を提供するに当たり、本特例を利用することができるかと解するのが合理的である。

もつとも、継続会の方法と株主総会の二回開催の方法のいずれをとる場合においても、決算・監査業務を含め、事業報告または計算書類および(会計)監査報告を株主に提供するための準備に要する時間も勘案した上で、継続会または二回目の株主総会の開催日を設定することになると考えられる。そうすると、これらの書面を株主に提供することに係る時間的制約に起因する決算・監査業務の負担を可能な限り軽減するためにそのウェブ開示を行うこととする必要性はさほど高くないともいえる。したがって、継続会または二回目の株主総会を開催するに当たって本特例を利用するかどうか、また、利用

するとして、「株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮」した対応としてどのようなものをとるかについては、その開催をめぐる状況等のいかんによっては、本特例の趣旨を踏まえた慎重な検討を要する場合もあると思われる。

(注五) たとえば、神田秀樹「有事下における定時株主総会の開催」本誌二二〇〇号(二〇二〇)五九頁。
 (注六) 柴田堅太郎「未確定稿」新型コロナウィルス感染症の影響による二〇二〇年六月定時株主総会開催の延期及び継続会への対応」(二〇二〇年五月八日ウェブ公開版。https://www.shojihomu.co.jp/documents/10452/11515236/shiryo434_2.pdf。資料版/商事法務四三四号(二〇二〇)掲載予定)一六頁参照。

(つかもと・ひでお)